

椎田地区小中学校・地域コミュニティー体型校ネットワーク整備事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、椎田地区小中学校・地域コミュニティー体型校（以下「学校」という。）において、安定した学習環境及び校務環境を確保するとともに、地域コミュニティ利用に対応した情報通信基盤の整備を図るため、ネットワーク整備を行うものである。

本要領は、「椎田地区小中学校・地域コミュニティー体型校ネットワーク整備事業」（以下「本事業」という。）に係る契約の相手方となる事業者（以下「受託者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

椎田地区小中学校・地域コミュニティー体型校ネットワーク整備事業

(2) 業務内容

別紙「椎田地区小中学校・地域コミュニティー体型校ネットワーク整備仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

ネットワーク整備費 49,234,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

3 参加資格

提案者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年度以降に、地方公共団体、学校、公共施設等におけるネットワーク整備又は無線LAN整備業務の履行実績を有すること。
- (2) 本業務を適正に履行するため、ネットワーク構築に必要な知識及び経験を有する技術者を配置できること。
- (3) 障害発生時に迅速な対応が可能な保守体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
- (5) 築上町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しない者であること。
- (6) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (7) 公告日時点において、当町及び他の地方公共団体又は国から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

4 募集方法

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

項目	日程等
募集公告	令和8年7月1日(水)
質問締切日	令和8年7月7日(火)17時
質問回答期限	令和8年7月13日(月)
参加表明書の提出期限	令和8年7月21日(火)17時
企画提案書等の提出期限	令和8年7月24日(金)17時
審査(プレゼンテーション)	令和8年8月6日(木)・7日(金)*予定
審査結果の通知	令和8年8月18日(火)ごろ
契約締結	令和8年9月上旬ごろ

※ 各実施期間または期限は、都合により変更する場合がある。

6 質問及び回答

本プロポーザルの実施に関する質問を次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間:令和8年7月1日(水)～7日(火)17時
- (2) 質問方法:「質問書」(様式第8号)を電子メールにて下記に送付すること。

なお、メール送信後に担当課に受信確認の連絡を行うこと。担当課に受信確認の連絡がなかった質問は受付しなかったものとみなす。

【送付先】

gakkou@town.chikujo.lg.jp

【担当課】

築上町 学校教育課 学校管理係 0930-56-0300(内線217)

本プロポーザルの実施に関する質問の回答は次の方法による。

- (1) 回答期限:令和8年7月13日(月)
- (2) 回答方法:町ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類

No	提出書類	備考
1	参加表明書(様式第1号)	
2	会社概要書(様式第2号)	*参考資料(パンフレット等)
3	業務実績調書(様式第3号)	※実績総数については、令和3年度以降に絞らず、全ての実績総数を記載す

		ること。 ※記載した業務実績については、必要に応じて契約書、仕様書、成果物その他履行実績を確認できる書類の提出を求める場合がある。
4	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	発行後3カ月以内・写し可
5	納税証明書	発行後3カ月以内・写し可

(2) 提出期限:令和8年7月21日(火)17時必着

(3) 提出方法:持参又は郵送

※郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先:〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地2

築上町 学校教育課 学校管理係

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限:令和8年7月24日(金)17時必着

(2) 提出書類

No	提出書類	部数	作成の注意点等
1	企画提案書類提出届(様式第4号) 企画提案書(正本)	1	「(5) 企画提案書の作成に係る留意事項」の記載内容を遵守すること。
2	企画提案書(副本)	10	副本として10部提出すること。
3	ネットワーク構成提案書(任意様式)	1	提案するネットワーク構成について、構成図、機器構成、接続構成、無線LAN構成、セキュリティ対策、障害時対応等が具体的に分かるよう記載すること。
4	業務実施体制調書(様式第5号)	1	業務工程と役割分担が具体的に分かるように記載すること。
5	参考見積書(様式第6号)	1	ネットワーク整備に係る構築費の総額を記載すること。 《参考》 次年度以降の維持管理費の参考とするため、ネットワーク保守費用(5年間分)を別途記載すること。なお、当該費用は審査には影響しないものとする。

(3) 提出方法:持参又は郵送によるものとする。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先:〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地2

築上町 学校教育課 学校管理係

(5) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ① 企画提案書は1事業者につき、1提案までとする。
- ② 用紙のサイズはA4サイズとする。
- ③ 仕様書を参照のうえ、審査基準に掲げる各項目に沿って具体的に提案すること。
- ④ 提案趣旨、アピールポイント等については、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、簡潔かつ分かりやすく記載すること。なお、専門用語を使用する場合は、必要に応じて用語説明を付すこと。
- ⑤ その他PR事項及び独自提案については、適宜資料を添付のうえ提案すること。
- ⑥ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、提出済み書類の一部差替えは認めない。

(6) 辞退

参加表明書を提出後、辞退する場合は令和8年7月23日(木)17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

9 審査方法等

(1) 1次審査(書類選考)

応募が3事業者を超えた場合は、1次審査を実施する。1次審査では、事務局において提出書類の内容を審査し、審査基準に基づく評価点の合計が配点の6割以上である提案者のうち、評価点の高い上位3事業者を2次審査の対象者とする。

1次審査の選考結果含むプレゼンテーション実施日等については、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて別途通知する。

(2) 2次審査(プレゼンテーション)

築上町の庁内関係者で構成する「椎田地区小中学校・地域コミュニティー体型校ネットワーク整備事業公募型プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」)において、1次審査入選者に対し実施する。

なお、応募者が1事業者のみの場合においても、審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施し、審査基準に基づく評価点の合計が配点の6割以上である場合は、その提案者を受託候補者として選定するものとする。

① 実施予定日

令和8年8月6日(木)・7日(金)を予定(詳細は別途メールにて通知する)。

② 実施方法

- ・現地での対面実施とし、会場は築上町役場の会議室を予定している。
 - ・1事業者20分以内、質疑応答10分、計30分間とし、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション用の機器等の準備時間は上記に含まないものとする。
 - ・提案者の出席者は3名以内とする。
 - ・提出書類等、紙面によるプレゼンテーションも可能であるが、パソコンを使用する場合は、提案者側で用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターの機器は当町が用意するものとする。
- ※プロジェクターはHDMIケーブルで接続可能。

(3) 審査基準及び配点(1次審査・2次審査)

	審査項目	評価ポイント	配点
提案書類・ プレゼンテーション	業務実績	地方公共団体、学校又は公共施設等における同種業務の実績を有しているか。	10
	技術力及び実施体制	十分な施工体制及び技術者の配置が計画されているか。 短期間で施工を完了するための具体的な体制及び工程管理が提案されているか。 学校運営への影響を最小限に抑えつつ、確実に業務を遂行できる体制となっているか。	10
	ネットワーク構成・提案力	提案するネットワーク構成が、本業務の目的及び仕様に適合しているか。 また、安定性、拡張性、保守性及び可用性に優れた構成となっているか。 校務系、学習系及び地域コミュニティ利用を考慮した適切なネットワーク分離及びアクセス制御が提案されているか。 将来的な端末増加、機能追加等に柔軟に対応できる構成となっているか。	20
	セキュリティ対策	不正アクセス対策、アクセス制御、ログ管理等のセキュリティ対策が適切に講じられているか。 学校現場において実効性があり、過度に複雑な運用を伴わないセキュリティ対策となっているか。 障害発生時の影響を最小限に抑える構成となっているか。	10
	無線 LAN 環境	電波干渉や同時接続を考慮した設計となっているか。 学習利用・校務利用・地域利用において安定した通信品質を確保できるか。	10
	運用性・管理性	専門的知識を有しない管理者でも運用可能な構成となっているか。 障害発生時の原因特定及び復旧が容易な構成となっているか。 設定変更、端末追加及び利用者管理を容易に行える仕組みとなっているか。 管理画面や運用マニュアル等が分かりやすく整備されているか。	15
	導入スケジュール	新校舎引渡し後の限られた施工期間内で確実に完了できる具体的かつ実現可能な工程となっ	5

		ているか。	
	保守	障害発生時の連絡体制、対応手順、保守対応時間及び復旧支援体制が具体的に示されているか。	10
	価格評価	価格評価基準に基づき評価する。	10
合計			100

(4) 審査結果の通知及び契約手続

① 審査後の通知

審査委員会による順位決定後、速やかに提案者に対し、選定又は非選定の結果を通知するとともに、受託候補者第1順位の事業者（以下「第1受託候補者」という。）と業務内容等の確認を行う。

② 審査後の手続

第1受託候補者は、提出された企画提案書等を踏まえ、速やかに当町と協議を行うものとする。この協議において、提案内容の範囲を大幅に逸脱しない範囲で、仕様内容等の調整を行う場合がある。

協議が整った場合は、提案上限額の範囲内において随意契約により契約を締結する。

なお、第1受託候補者との協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うものとする。

(5) 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された関係書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 企画提案書等が、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- ③ 虚偽の記載その他不正な行為により提案資格を得たもの。
- ④ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席したもの。
- ⑤ 提案上限額を超える見積額を提示したもの。
- ⑥ 提案内容に重大な不備又は仕様を満たさない事項があるもの。

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。
- (3) 提案された参考見積額は、契約金額を保証するものではない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (5) 審査結果に対する異議申立ては認めない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、築上町財務規則（平成18年規則第38号）その他関係法令等の定めるところによる。
- (7) 提出された企画提案書等に記載された内容は、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

以上